

消防消第91号
平成27年4月27日

各都道府県知事殿

消防庁次長



期限内の消防の広域化の推進について

市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」という。）に定める消防の広域化の推進期限に向け、各都道府県におかれては、下記事項に留意の上、広域化の推進に一層取り組まれるよう要請します。

この趣旨については、貴都道府県内の市町村に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防広域化重点地域の指定について

消防庁としては、平成25年4月1日の基本指針の改正により、広域化の必要性がより高い地域の広域化を実現するために消防広域化重点地域（以下「重点地域」という。）の枠組みを設け、集中的に支援を行っているところ。

これまでの消防の広域化の事例でも、広域化の検討から実現までに一定の期間を要していることを踏まえ、消防の広域化の推進期限（平成30年4月1日）に向け、貴都道府県内の市町村の消防の現状及び将来の見通しをあらためて再検証のうえ、広域化の必要性がより高いと認める地域について重点地域の指定を速やかに行うこと。

特に、職員数が50人以下の小規模消防本部で、今後十分な消防防災体制が確保できないおそれがあると考えられる消防本部、非常備町村又は広域化を希望しているが広域化の組合せが決まっていない消防本部を含む地域については、あらためて関係市町村の意見を聴取するとともに、今後の消防体制の確保の方策を確認したうえで、重点地域の指定の必要性を判断すること。

2 更なる積極的な支援策の検討・実施について

基本指針一、3のとおり、都道府県には、関係市町村間の連絡調整、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等について、より積極的にその役割を果たし、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことが求められている。

これまでに広域化を実現した消防本部の所在する都道府県においては、広域化の協議に際し、市町村の協議会の事務局に都道府県の職員を派遣するなどの人的支援や、広域化の実施に不可欠な指令センター、消防無線などの施設整備、車両整備の経費に対する助成などの財政支援等の取組みにより、広域化の実現に寄与している事例も見られる。都道府県におかれてはこのような事例を参考に、広域化の推進のためにより積極的な支援策を検討していただきたいこと。

なお、広域化対象市町村に対する市町村の消防の広域化のための補助金、交付金等に要する経費については、都道府県に対して特別交付税措置を行っていること。

3 消防広域化推進アドバイザー制度等の活用について

消防庁においては、広域化のメリット、課題及びその解決事例、事務手続に関する情報等を掲載したマニュアル及び先進事例について情報提供しているほか、広域化を実現した消防本部や関係市町村の幹部職員等で消防庁に登録された者を市町村等に派遣し助言等を行う消防広域化推進アドバイザー制度により、広域化に関する協議を進めるに当たっての諸課題について具体的な相談に応じている。

当該制度は、広域化の効果や課題の理解から広域化を協議している市町村が抱える個別の課題に対する具体的な対処方法まで様々な事項に対応可能であるので、地方公共団体や協議会等において、当該制度を積極的に活用されたいこと。

消防庁消防・救急課

担 当：吉村、西羅、山田

T E L：03-5253-7522

e-mail：keibou@ml.soumu.go.jp